

## 自動車駐車場使用契約書

駐車場の表示	所在地			
	名称	指定場所		

車種・車名型式		自動車登録番号	
---------	--	---------	--

契約期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 年 か月間			
------	-----------------------------	--	--	--

名称		金額	支払期限	(当月分・翌月分)を毎月 日までに支払う			
月払金	駐車料	円	支払方法	1. 口座振替 2. 振込 3. 持参			
	消費税	円		金融機関: 銀行 支店			
	小計	円		口座番号: 普通・当座 No.			
一時金	敷金	円		振込先	口座名義人:		
	小計	円			口座名義人		
	合計	円			電話番号: ( ) -		
			持参先				

貸主	氏名				
管理者	住所				
	氏名	電話	( )	-	
借主	氏名				

緊急時の連絡先	住所				
	氏名	電話	( )	-	

特約事項					
------	--	--	--	--	--

貸主.....と借主.....は標記自動車駐車場使用契約を締結し、本契約を証するため本契約書を2通作成して当事者署名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日					
貸主	住所				
	氏名	④			
	電話	( )	-		
借主	住所				
	氏名	④			
	電話	( )	-	携帯電話	- -
連帯保証人	住所				
	氏名	④			
	電話	( )	-		
媒介業者	免許証番号	大臣・愛知県知事 ( ) 第 号			
	所在地				
	商号				
	代表者氏名	④			
	電話	( )	-		
	取引主任者	( ) 第 号	氏名	④	

## — 契 約 条 項 —

### 第1条 使用目的

借主は、標記の駐車場を標記の自動車の駐車用としてのみ使用する。

### 第2条 契約期間

契約期間は、標記に記載のとおりとする。但し、当事者協議の上、契約を更新することができる。

### 第3条 駐車料

借主は、標記の駐車料を貸主に支払わなければならない。但し、振込みによる支払いの場合、振込手数料は借主負担とする。

- 1か月に満たない期間の駐車料は、1か月を30日として日割り計算した額とする。

### 第4条 駐車料の増減

本契約の駐車料が、公租公課の増減、経済事情変動、あるいは近傍類似の駐車料と比較して不相当となったときは、当事者協議の上、これを増減することができる。

### 第5条 敷金

借主は、本日敷金として標記の金額を貸主に預託する。

2. 敷金は契約が終了した場合において、未払いの駐車料、損害金、その他借主の負担すべき金銭を控除した残額を貸主より借主へ返還する。但し、敷金には利息をつけない。
3. 前項の場合には、貸主は敷金から差引く債権の額の内訳を借主に明示しなければならない。

### 第6条 禁止事項

借主は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 駐車場内に契約者以外の自動車、その他の物品を置くこと
- 二 駐車場を第三者に使用させたり、賃借権の譲渡・転貸すること
- 三 駐車場における工作物の設置、又は現状を改造する等の行為をすること
- 四 他車の駐車・出入りに妨害となる駐車
- 五 敷地内の駐車場以外における駐車
- 六 有害・危険若しくは高音・騒音等近隣の迷惑となる一切の行為をすること

### 第7条 借主の賠償責任

借主又はその関係者の故意、過失、その他の事故により、貸主の設備・造作・その他駐車場の他の自動車等に生じた損害は、借主が直ちにその損害を賠償する責任を負う。

### 第8条 免責事項

貸主は、駐車場で生じた自動車の盗難・衝突及び破損・人身事故・火災・天災等による事故被害に対して一切の責任を負わない。

2. 第三者が無断で駐車した場合、貸主はその責を負わない。

### 第9条 自動車の変更

借主が駐車場に駐車することのできる自動車は、標記に記載の車種・車名型式及び自動車登録番号のものとし、駐車する自動車を変更するときは、必ず貸主の承諾を得なければならない。

### 第10条 駐車位置の変更

貸主は、駐車場の管理その他の都合で、借主の自動車の移動、あるいは駐車位置の変更を行うことができる。これについての借主の損害に関して、貸主はその責任を負わない。

### 第11条 契約の解除

借主が、駐車料を6か月分以上延滞したとき、貸主は催告の上、本契約を解除することができる。

2. 借主が、第6条、その他本契約に違反したとき、貸主は本契約を解除することができる。

### 第12条 解約

当事者双方は、相手方に対して少なくとも1か月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

2. 前項の規定にかかわらず、借主は解約申入れの日から1か月分の駐車料を貸主に支払うことにより、解約申入れの日から起算して1か月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。
3. 本契約終了後、借主の自動車が本駐車場に駐車してあるときは、貸主は適宜な方法で撤去できるものとし、その費用は借主の負担とする。

### 第13条 連帯保証人

連帯保証人は、借主と連帯して、本契約から生じる借主の一切の債務を負担しなければならない。

**第14条 協議**

本契約に定めがない事項、又は本契約条項に解釈上疑義を生じた事項については、民法その他関係法令及び不動産取引の慣行に従い、貸主及び借主が、誠意をもって協議し、定める。

**第15条 管轄裁判所**

本契約に関する訴訟は、本物件の所在地を管轄する裁判所で行う。

**第16条 特約事項**

標記特約事項の内容どおりとする。

sample